

埼玉県日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いに関する
事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設について、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。）の規定による日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いに関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(日常生活支援住居施設の認定の申請等)

第2

- 1 日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第2条第1項の規定により申請を行う場合は、日常生活支援住居施設認定申請書（様式1）を知事に提出するものとする。
- 2 日常生活支援住居施設の認定を受けた施設を経営する者は、要件省令第2条第3項の規定により届出事項の変更を行う場合は、変更後10日以内に、日常生活支援住居施設変更届（様式2）を知事に提出するものとする。

(日常生活支援住居施設の認定)

第3 知事は、第2の1の申請を受けたときは、要件省令に定める要件に該当するか審査を行った上で、認定の可否及び認定を行う場合はその定員等について、日常生活支援住居施設認定通知書（様式3）又は日常生活支援住居施設不認定決定通知書（様式4）により、申請者に対して通知するものとする。

(認定の辞退)

第4

- 1 日常生活支援住居施設の認定を受けた施設を経営する者は、要件省令第5条第1項の規定により認定の辞退を行う場合は、日常生活支援住居施設認定辞退届（様式5）を知事に提出するものとする。この場合当該施設を経営する者は、3月以上の予告期間を設けなければならない。
- 2 知事は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、当該施設に法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は入所を委託している保護の実施機関に対し、その旨を通知するものとする。

(認定の取消し等)

第5

- 1 知事は、要件省令第6条第1項の規定により日常生活支援住居施設の認定の取消し等を行うときは、日常生活支援住居施設認定取消等通知書(様式6)により、当該施設に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の取消し等を行ったときは、遅滞なく、当該施設に法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は入所を委託している保護の実施機関に対し、その旨を通知するものとする。

(日常生活支援委託事務費の支援体制加算等の認定申請)

第6 日常生活支援住居施設のうち、生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。)の5(1)の支援体制加算及び宿直体制加算の対象となることを希望する施設は、要件を満たしたとき及び毎年度当初に、日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算宿直体制加算対象施設の認定について(様式7)により、生活支援員の勤務体制や重点的要支援者の入所実績など各加算の算定要件を満たすことの申告及び加算の認定の申請を知事に行うものとする。

(日常生活支援委託事務費の単価の設定)

第7 知事は、第3の認定を行ったとき、第6の申請を受けたとき、第11及び第12の通知を受けたときは、支弁基準の5(1)の規定により要件等に適合しているか内容を審査の上、当該施設にかかる日常生活支援委託事務費の単価(加算分を含む)を設定し、日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書(様式8)により、申請者に通知するものとする。

(福祉事務所等への通知)

第8 知事は、第3の認定及び第7の単価の設定を行った場合には、当該認定に係る日常生活支援住居施設の施設名や定員、地域区分等の必要事項等について、管内の保護の実施機関の長並びに県内の指定都市長及び中核市長に対し、通知するものとする。また、知事は、管外の保護の実施機関の長が保護の実施責任を有する被保護者が当該施設に入所する場合には、当該保護の実施機関の長に対しても同様に通知するものとする。なお、通知内容に変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(一般事務費単価の取扱い)

第9

- 1 支弁基準別表(3)に掲げる一般事務費は、当該施設の当該施設の所在地域、入所定員に応じて、入所日数1日当たりの単価を算定するものとする。なお、当該施設に家族等での入所を前提とした居室を設けている場合は、1世帯を入所定員1人と読み替えて単価表を当てはめるものとし、一般事務費の算定についても、1世帯を入所者1人とみなして入所日数1日当たりの単価を算定するものとする。
- 2 知事は、日常生活住居支援施設の入所定員に変更があり、支弁基準別表(3)の単価の区分が変更になる場合、その変更があった日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときはその月)から新たな定員に基づき単価を変更することとし、第7と同様に申請者に通知するものとする。

(各種加算の取扱い)

第10

- 1 支弁基準5(1)別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「別に定める重点的要支援者」は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の要支援者又は要介護者
 - (2) 障害者(以下のいずれかに該当する者に限る。)
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当する障害がある者に限る。)
 - イ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)第2による療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神科病院から退院した者(入所時において、退院から3年を経過していない者に限る。)
 - (4) 精神疾患により継続的に通院している者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条に規定する自立支援医療費の支給認定を受けている者に限る。)
 - (5) 刑余者(入所時において、矯正施設若しくは更生保護施設の退所等から3年を経過していない者に限る。)
 - (6) その他これらと同等の支援が必要な者として保護の実施機関が認めた者

2 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」の算定は、次のとおり行うものとする。

（1）原則として前年度における入居者の在籍した月の延べ数を用いることとする。ただし、認定の初年度においては申請時点で在籍している入居者数を、認定の翌年度においては認定月から当該年度末月までの期間に在籍している入居者数を、それぞれ算定に用いて差し支えない。なお、年度途中の再算定は原則として行わない。

（例）

全入居者について、12か月在籍した者が5名、6か月在籍した者が5名。うち、重点的要支援者に該当する入居者について、12か月在籍した者が3名、6か月間在籍した者が2名であった場合

① 全入居者の在籍延べ月数 $12\text{月} \times 5\text{名} + 6\text{月} \times 5\text{名} = \text{延べ} 90\text{月}$

② 重点的要支援者の在籍延べ月数 $12\text{月} \times 3\text{名} + 6\text{月} \times 2\text{名} = \text{延べ} 48\text{月}$

重点的要支援者の割合 $\text{②} / \text{①} = 53\%$

（2）在籍月数は、月毎の入所日数によらず1とし、施設在籍のまま入院した場合も含めて算定する。

（例）

入居者がAさん（4/30入所11/1退所）とBさん（5/10入所、翌年1/26～3/15は施設在籍のまま入院、3/15退所）の2名の場合

$(4\text{月} 1\text{名}) + (5\sim 11\text{月の各月} 2\text{名}) + (12\sim \text{翌年} 3\text{月の各月} 1\text{名}) = \text{延べ} 19\text{月}$

3 支弁基準5（1）の宿直体制加算の算定は、次のとおり行うものとする。

（1）「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」が50%以上であって、夜間及び深夜の時間帯（各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻（午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むものとする。）を基本として設定するものとする。）を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。

（2）夜間及び深夜の時間帯における宿直職員の勤務時間については、生活支援員の常勤換算の算定時間に含めることはできず、宿直体制加算の対象となる職員として算定する。

（3）定員が31人以上の施設において、宿直職員を配置する場合は、以下の算定式により算定し、設定する。

ア 宿直職員が2名の場合

当該施設の入所定員を宿直職員数で除した数を、支弁基準別表（4）の4の「入所定員」とみなして該当する単価を算定すること。

（例）入所定員40人で宿直職員が2名の場合

40人 ÷ 2名 = 入所定員 20名として、20/100の地域であれば、260円を算定
イ 宿直職員が1人の場合

支弁基準別表(4)の4の入所定員10人以下の単価に10を乗じて得た額を、当該施設の定員数で除した額を単価として設定すること。(10円未満は切捨て)

(例) 入所定員35人で宿直職員が1名の場合

20/100の地域の場合、10人以下の単価 $510円 \times 10人 \div 35人 = 140円$

(各種加算の要件を満たさなくなった場合の取扱い)

第11

- 1 生活支援員又は宿直担当職員の退職などにより、支援体制加算又は宿直体制加算の要件を満たさなくなった場合には、当該施設は速やかに、日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算宿直体制加算対象施設の認定について(様式7)により、知事に通知するものとする。
- 2 日常生活支援住居施設から通知を受けた知事は、要件を満たさなくなった日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときはその月)から当該加算の区分を変更又は対象外とし、第8のとおり管内の保護の実施機関等に通知するものとする。

(職員配置に人員欠如が生じた場合における一般事務費単価の減算等)

第12

- 1 日常生活支援住居施設の職員配置に人員欠如が生じ、要件省令第10条から第12条までの規定を満たさなくなった場合、第2の2の規定により知事に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた場合の単価の減算は以下のとおりとする。
 - (1) 減算については、人員の欠如が生じた日の属する月の翌月から人員の欠如が解消した日の属する月(ただし、当該日が月の初日であるときはその前月)まで適用することとし、知事は管内の保護の実施機関等に通知する。
 - (2) 当該施設の全体について、単価の100分の70(10円未満は切捨て)を算定する。
 - (3) 減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50(10円未満は切り捨て)を算定する。

(個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における一般事務費単価の減算等)

第13

- 1 個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、単価の100分の

70（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とする。また、減算を開始してから継続して四月日以降は単価の100分の50（10円未満は切捨て）を算定することとする。

- 2 第12及び前項の減算のどちらにも該当する場合には、第12及び前項それぞれの減算掛率を乗じた後に10円未満を切り捨てる端数処理を行うこととする。

（施設に在籍したまま入院した場合の取扱い）

第14 日常生活支援住居施設に入所し、在籍したまま病院等に入院した場合、入院した当日又は退院した当日については、委託事務費を算定できるものとする。また、入院した当日又は退院した当日以外の入院期間については、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該日常生活支援住居施設で円滑に生活することができる体制を確保している場合に限り、1月に6日を限度に委託事務費を算定できるものとする。なお、この場合、一般事務費単価のほか各加算についても算定できるものとする。

例① 入院期間が	3月1日～3月10日（10日間）	の場合
3月1日	入院当日	委託事務費算定可
3月2日～3月7日	（6日間）	委託事務費算定可
3月8日～3月9日		委託事務費算定不可
3月10日	退院当日	委託事務費算定可

例② 1回の入院期間が月をまたがる場合	（3月25日～4月15日）	
3月25日	入院当日	委託事務費算定可
3月26日～3月31日	（6日間）	委託事務費算定可
4月1日～4月6日	（6日間）	委託事務費算定可
4月7日～4月14日		委託事務費算定不可
4月15日	退院当日	委託事務費算定可

（日常生活支援の委託）

第15

- 1 保護の実施機関の長は、法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者が入所を希望する日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託するときは、その施設の管理者に対して、日常生活支援の委託について（依頼）（様式9）を発行し、依頼するものとする。
- 2 依頼を受けた日常生活支援住居施設の管理者は、保護の実施機関の長に対して、日常生活支援の委託について（回答）（様式10）により当該委託依頼に関する受託の可否に

ついて回答を行うものとする。

(日常生活支援委託事務費の請求及び支払い)

第 16

- 1 日常生活支援住居施設は、入居者の委託に係る保護の実施機関の長に対して、日常生活支援委託事務費請求額通知書（様式 11）により各月毎の委託事務費を、原則として当該月の翌月 10 日（10 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、次の平日とする。）までに請求するものとする。その際、請求額通知書の写しを当該施設の認定を行った知事へも送付するものとする。
- 2 各保護の実施機関の長は、請求書を確認の上、所要額の支払いを行うものとする。

(個別支援計画の様式)

第 17 要件省令第 15 条で規定する個別支援計画は、日常生活支援住居施設個別支援計画様式（様式 12）を、適宜修正の上使用するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 3 0 日から施行する。